

第2節 平成15検査事務年度のトピックス

I 主要行グループに対する深度ある検査の一層の推進

主要行グループに対しては、主要行の資産査定を厳格化を徹底させる等の観点から前検査事務年度に導入した通年・専担検査体制の下で、「金融再生プログラム」を踏まえ、各種施策を引き続き実施するとともに、その時々金融機関を取り巻く情勢の変化等に適時・的確に対応した所要の施策を実施してきたところである。

1. 主要行の自己査定と検査結果の格差公表（資料21-2-1参照）

主要行における自己査定と検査結果との格差を平成15年9月9日に集計ベースで公表した（金融再生プログラムに基づき14年11月8日に1回目の公表を行い、今回は2回目）。

金融庁（金融監督庁）は、平成12年以降、金融検査マニュアルに基づく検査を実施してきており、主要行に対しては、15検査事務年度中に、3巡目の検査を実施した。9月に公表したのは、1巡目検査（主要行全15行）、2巡目検査（主要行12行）及び3巡目のうち公表時点で実施済みのもの（主要行11行中4行）について集計した数値である。

公表に当たっては、貸出金分類額（貸出金のうち回収に懸念のあるものの合計額）と償却・引当額（対象決算期の直接償却額と貸倒引当金の合計額）のそれぞれについて、自己査定の数値が検査の結果どの程度増えたかを増加率として集計ベースで示した。具体的には、貸出金分類額の増加率は、1巡目35.9%、2巡目10.1%、3巡目6.0%、償却・引当額の増加率は、1巡目47.1%、2巡目14.2%、3巡目8.7%となっている。

なお、1巡目検査は、12年3月期から13年9月期にわたる4決算期のいずれかを、2巡目検査は、13年9月期から15年3月期にわたる4決算期のいずれかを、3巡目検査の既実施分は、14年9月期又は15年3月期をそれぞれ対象としている。公表された格差は、検査対象となった過去の決算期における銀行の自己査定結果と、検査における検証結果との比較である。

主要行のこうした格差については、今後も公表する予定である。

2. 特別検査の実施

（1）特別検査の実施の経緯等

特別検査とは、株価など市場の評価に著しい変化が生じている等の大口債務者に着目して、主要行に対して行う検査で、銀行が実施する自己査定期間中に立入りを行い、直近の企業業績や市場のシグナルをタイムリーに反映した適正な債務者区分を確保し、当期の決算に反映させようとするものである。

特別検査は、当初、不良債権問題解決のために改革工程表（13年9月26日）に盛り込まれ、これを受けて策定された改革先行プログラム（13年10月26日経済対策閣僚会議決定）に基づき、13年10月から実施した。

さらに、14年10月30日に取りまとめられた「金融再生プログラム」を受け、15年3月期を対象として、特別検査を再実施した。

15検査事務年度には、16年3月期を対象とした特別検査に加え、15年9月期を対象とした特別検査フォローアップも実施している。

(2) 特別検査フォローアップ（15年9月期）の実施結果（資料21-2-2参照）

15年3月期の特別検査と同じ対象債務者を対象として、15年9月期について、3月期と同様の検証を実施した。具体的には、主要行全11行の大口債務者計161先を対象とし、これまでの特別検査と同様、メイン行において検証を行い、直近の企業業績等をリアルタイムに反映した適正な債務者区分を確保した。また、再建計画を有する債務者については、再建計画検証チーム（金融再生プログラムに基づき14年12月に設置）と特別検査班が連携して再建計画の検証を行い、その結果を踏まえて債務者区分を判定した。本検査は15年8月18日から実施し、その結果を15年11月14日に集計ベースで公表した。

今回の特別検査フォローアップの結果により、以下のような実態が明らかとなったものと考えている。

ア. 大口債務者について、事業再生に向けた取組みが進捗しているものと、企業実態の悪化が進んでいるものとの二極化が進行しているものと考えられる。なお、債務者区分の遷移状況は、15年3月期決算と本フォローアップ結果との比較であり、その間に各行が自己査定により変更したものも含まれる。

(ア) 特別検査等による資産査定の厳格化や事業再生に向けた環境・制度整備などを受けて再建計画を策定・実施するなどして、事業再生への道筋に乗っているものが相当数ある。今回上位遷移した6先や、債務者区分の変更がなかった131先のうち相当数について、こうした動きが見受けられる。

(イ) 他方、再建計画の策定・実施にもかかわらず事業の回復につながっていないものなどもあり、今回下位遷移した24先のうち、相当数がこうした先であると考えられる。また、下位遷移した24先中破綻懸念先以下となったものが、15年3月期に比べて相当増加している。

産業別に見ると、4業種（建設業、不動産業、卸小売業及びその他金融）が、下位遷移先の9割近くを占めており、4業種の問題は引き続き深刻であると考えられる。

なお、下位遷移した24先のうち相当数については、再建計画検証チームが直接、再建計画の妥当性などについて検証を行っており、これら全てについて計画の妥当性を否定している。

(ウ) また、銀行の対応として、こうした企業実態の悪化を受けて、銀行の経営方針として自ら早期処理へ向けた取組みを決定する事例も見受けられる。

イ. また、各行からのヒアリング結果では、今回、下位遷移した先がかなりの数となったにもかかわらず、集計ベースでの当期の不良債権処分損は減少してい

る（15年3月期1.3兆円→15年9月期0.9兆円）。これは、主要行の一般的な傾向として15年3月期までに引当の水準がある程度高くなってきていることの現れであると考えられる。

主要行について集計ベースで見れば、不良債権処理が銀行の財務に負担を与える度合いは低下してきており、不良債権処理に対する財源面での手当てが進展していると推察される（これまでに、特別検査の対象先だけで、約4兆円の不良債権処理を実施している）。

なお、要管理先となった48先の引当率は40%となっており、要管理先に対する引当率は、引き続き高い水準で推移しているものと考えられる。

(3) 特別検査（16年3月期）の実施結果（資料21-2-3参照）

16年3月期については、既往対象者123先、株価や外部格付などに著しい変化が生じている等の新規対象者10先、計133先の大口債務者を対象とし、主要行全11行について検査を実施した。本検査は16年1月27日から実施し、その結果を16年4月27日に集計ベースで公表した。

今回の特別検査の結果により、以下のように、主要行の大口債務者について、①企業実態の二極分化が進んでいる、②主要行の引当水準が相当高くなっている、といった15年9月期の特別検査フォローアップの時点で認められた一般的傾向が、一層明確なものとなってきた実態が明らかとなったものと考えている。

ア. 大口債務者について、事業再生に向けた取組み等が進捗しているものと、企業実態の悪化が進んでいるものとの二極分化の進行がより鮮明となっている。なお、債務者区分の遷移状況は、15年9月期決算と本検査結果との比較であり、その間に各行が自己査定により変更したものも含まれる。

(ア) 再建計画の策定・実施等による債務者の経営の改善（上位遷移した23先や、債務者区分の変更がなかった82先のうち半分以上）、経営が悪化した債務者の早期処理（下位遷移した26先の一部）など、主要行における不良債権処理の進展が見受けられる。

(イ) 他方、妥当性にかける再建計画や実現可能性の低い再建計画であるため、事業再生や経営実態の改善に繋がっていないもの（下位遷移した26先のうち（ア）以外のものや、債務者区分の変更がなかった82先のうち（ア）以外のもの）が見受けられる。

(ウ) 産業別では、4業種（建設業、不動産業、卸小売業及びその他金融業）についても、同様の二極分化が生じており、事業再生の道筋に乗るものも多く見られる。

イ. また、各行からのヒアリング結果では、主要行全体で見ると、大口債務者に関して、貸倒引当金が手厚くなっている一方、追加的な不良債権処理コストは低下している（特別検査対象先についての不良債権処分損：15年9月期0.9兆円→16年3月期0.4兆円）。

これは、これまでの資産査定厳格化に向けた各種施策の成果により引当率が上昇しているなど、不良債権処理の進展を背景として、追加の不良債権処理コストが少なくなっているものと考えられる。また、その他の要因として、債務者企業の経営実態が改善していることや、新規の不良債権の発生が減っていることなども考えられる。

3. 大口与信管理態勢検査の導入

金融機関の業務及び財務の健全性確保の観点から、大口与信の管理が極めて重要であることに鑑み、特別検査結果及び再建計画の検証結果や、更にその後の対応状況について24条報告に基づくヒアリングを行った結果を踏まえ、大口与信管理態勢が不十分であると認められた主要行に対して、大口与信管理態勢に着目した検証を実施する「大口与信管理態勢検査」を導入した。

II 中小企業等の経営実態等に即した検査の実施

1. 金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の改訂（資料21-2-4~5参照）

平成15年3月28日に発表された「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」において、各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組みとして「中小企業の実態に即した検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕の改訂」が盛り込まれたことから、15年10月に「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕改訂検討会（PT）」を設置し、7回に及ぶ検討を行い、同年12月22日に改訂案を策定・公表した。改訂案の策定に当たっては、借り手サイドを含め、幅広く意見を聴取（アンケート約4,000先、ヒアリング約250先）した。

また、15年12月22日から16年1月21日までのあいだ「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕等の改訂（案）について」に対するパブリックコメントを募集し、45先から寄せられた約240件のご意見等を踏まえ表現等の改善を行い、16年2月26日、金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕を改訂し、通達として発出・公表したところである。

概要は以下の通り。

① 債務者との意思疎通

金融機関が、日頃の企業訪問や経営指導などの債務者との密度の高いコミュニケーションを通じ、債務者の経営実態を適切に把握しているかを検査において、検証。その検証結果が良好であれば、①債務者区分の判断に当たって、企業の成長性や経営者の資質等に関する金融機関の評価を尊重、②金融機関による再生支援の実績を引当率に反映。

② 擬似エクイティへの対応（DDS）

金融機関が、中小・零細企業向けの債権を、債務者の経営改善計画の一環として、資本的劣後ローンに転換（DDS）している場合には、債務者区分等の判断において、当該劣後ローンを資本とみなす。

③ 小口・多数の債権の分散効果

検査でのサンプル抽出における金額抽出基準を現行の 2,000 万円から 5,000 万円に引き上げ。

④ 運用の改善

- 赤字や債務超過といった表面的な現象のみで債務者区分を判断するのではなく、キャッシュフローを重視することを明確化。
- 経営者の資質等に関する検証ポイントとして、過去の約定返済履歴等の取引実績や経営者の経営改善に対する取組み姿勢を追加。
- 債務者の実態に関する疎明資料として、金融機関側が債務者管理や自己査定のために用いる資料を活用できることを明確化。

⑤ 事例の大幅な拡充

現行の 16 事例から 27 事例に拡充。

2. 借り手企業に対する説明責任の履行状況等の検証

平成 15 年 7 月の預金等受入金融機関の顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に関する事務ガイドライン改正を踏まえ、金融機関における中小企業等に対する説明責任の履行状況等の検証を行った。

3. 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の活用

金融再生プログラムに基づき設置された「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」に寄せられた情報については、平成15年7月1日から平成16年6月30日までに着手した検査のうち、85件の金融機関の検査に際し、検査時まで寄せられた情報を参考とし、15検査事務年度の重点事項である借り手企業に対する説明責任の履行状況や苦情処理態勢等の検証を行った。

Ⅲ 利用者保護の確保、利用者利便の向上に向けた取組み

利用者保護の確保、利用者利便の向上を促す観点から、①説明責任の履行状況等、②忠実義務等の法令等遵守状況等、③顧客情報管理態勢等、④苦情等処理態勢等について重点的に検証を行った。

Ⅳ システムリスク管理態勢の検証

コンピューターシステム統合を伴う金融機関等の経営再編の進展に対応し、前検査事務年度に引き続き、「システム統合リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」等を活用し、システムリスク管理態勢の検証を行った。